

政治倫理委員会

日 時	令和元年 11 月 6 日 (水)	8 時 58 分 開会 10 時 27 分 閉会
場 所	相良庁舎 4 階 会議室 3	
出席議員	(委員長) 7 番 大井俊彦 (副委員長) 5 番 平口朋彦	
	15 番 鈴木千津子	13 番 中野康子
	12 番 澤田隆弘	7 番 植田博巳
欠席議員		
その他議員		
事 務 局	局長 植田 勝 次長 原口みよ子 書記 北原大輔	
説明員及び その他議員	11 番 良知義廣	
傍聴	1 番 鈴木長馬 3 番 原口康之 4 番 吉田富士雄 8 番 名波喜久 10 番 村田博英	

署名 政治倫理委員会委員長

[午前 8時58分 開会]

開会の宣告

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

皆さん、おはようございます。

本日、第9回目の政治倫理委員会を開催させていただきますが、当倫理委員会は、本年7月11日に、議員9名より政治倫理委員会の開催要求が提出されました。そして、10月3日に、審査に入る決議がされました。実質、10月11日から審査を行ってまいりました。

本日は、参考人である良知議員に出席を求めまして、ご意見を伺うという場を設けさせていただきます。

早速その協議事項に入っていきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

2 協議事項 (1) 参考人からの意見聴取

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

最初に、参考人からの、良知議員からのご意見を伺いたいと思ひますけれども、一つには、1月17日開催の全員協議会において、議長の制止を振り切って発言を続けられたということ。もう一点は、2月定例会での一般質問におきまして、議長個人への人格に踏み込んだ発言をされたということについて、良知議員ご本人から、この2点についてご意見を伺いたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思います。

良知議員。

○（良知義廣君）

今、委員長から説明がありましたですけれども、私自身は、全体のことについて意見を述べさせていただきます。

本日、政治倫理委員会において意見を述べる機会を与えられましたが、本来は当該委員会において、私に対し、何らかの審査をすることが決まった時点において、各行政機関の共通のやり方、例えば裁判所や行政処分機関と同じように、呼出通知書と六何の原則に従った具体的な事情聴取内容による通知方法をとるべきであります。それがなされていないことに対して、まことに残念であります。

そして、まず最初に申し上げておきますが、政治倫理委員会における私に対する是正措置の裁定に係ることについては、瑕疵ある規程の中で行われ、先ほど話しましたように、議会の基本的な運営やルールのあり方を無視したものであり、また、憲法の三原則で保障されている個人の基本的な人権の尊重を侵害した上での報告を行おうとしたものと思っております。

それでは、私に認められた憲法上保障された基本的な人権の中の言論の自由の確保から、政治倫理委員会に対し、問題の政治倫理の確立とは何かについて意見を述べさせていただきます。

その前に、開催されてきた政治倫理委員会について、一言申し上げておきます。今回開催されてきた政治倫理委員会ではありますが、政治倫理基準を誤って解釈し、私を政治倫理基準に反するとして訴えた者が、政治倫理委員6人中4人入っております。そして、その方々は、政治倫理規程の中に、訴えた者が政治倫理委員として参加、審査させてはならないと規程に明記されていないから、出席し、審査し、裁定し、是正措置を行うことは、何ら問題がないとの立場であります。なおかつ、審査対象者には何ら通知を行わず、独断でやればよいという考えであったと見受けられます。このことを見れば、議会としての適性かつ妥当な審査活動ではないと断じて思います。

私は、法令やルールをゆがめてまで、恣意的な判断で行うことは許されないことであると、法律の実務家として思っています。法律等の知識を持ってその運用に携わる者であれば、法令の解釈には、殊のほか慎重であるべきであります。このことを踏まえ、この委員会で、公正で公平な判断や、審査活動を行うことはできないと思っています。

ある意味、見方を変えれば、議論する前から是正措置をしようという意図があり、是正措置ありきをかいま見ることができ、とても民主的な委員会ではないと思います。これは、基本的な手続を含めて行ったリーダーである委員長に責任があると思っています。

それでは、最初に、私の結論を申し上げます。私は、具体的な規程もなく、法令に基づくものでない任意の委員会において是正措置が出されても、それを受け入れることはありません。その理由は歴然としており、全員協議会や本会議における市長等への質疑、特に秩序保持に関するものは、厳しくあっても、政治倫理の範疇には入らないからであります。

それでは、なぜ、そう主張するのかという政治倫理の隔離について意見を述べさせてもらいます。我々議員は、政治家として市民の付託、信頼に応えるため、政治活動を行うについて、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、良心と責任感を持って、市民全体の奉仕者として、市の品位と名誉を損なうことがないように行動することが求められております。議員にとって、市民全体の奉仕者として政治倫理を確立するのは、条例や規程にあるように重要なことであると思っています。

その政治倫理の確立とは、各人が良心によりみずからを律すべき個人倫理とは違って、議員が政治活動という場において、政治不信を招く公私混交を絶ち、清廉を持し、かりそめにも市民の非難を受けないよう政治の不正、腐敗の発生を予防することです。また、政治倫理の法令は、正当な政治活動をいささかも規制するものではなく、不正な利権活動を禁じ、防止するものであります。言ってみれば、議員がその職責にもとる不祥事を起こすことのないよう、みずから身のあかしを立てることによって、有権者、住民と公職者との信頼関係を築くものにほかなりません。

ですから、政治倫理の法令は、議員がいやしくも、その権限または地位による影響力を不正に行行使して、自己または特定の者の利益を図れないよう、必要な措置を定めているものであります。

その前提には、司法政治は、住民の厳粛な信託によるものであって、議員はその受託者であるという民主主義の原則があります。憲法も前文で、国政は、国民の厳粛な信託によるものであつ

て、その権威は国民に由来し、その権力は代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受するとうたっています。これは、地方政治についても言えることであります。

このように、住民の信託に基づき、住民の代表者として権力を行使する議員は、憲法第15条第2項にあるように、住民全体の奉仕者であって、一部の奉仕者であってはならない。議員が、その権限や地位を悪用して私利を図ることは、有権者、住民の信託に背く行為であり、住民を代表する公職者の責務に反するということになります。

今話しました政治倫理のことについては、これまで、全国20以上の市議会の政治倫理条例の制定に携わってきている日本の法学者で、行政法、政治倫理が専門の九州大学名誉教授である斎藤文男氏も、みずからの著作物で明らかにしております。私は、現実な識見解釈だと思っています。

ですから、政治倫理の法令は、そうした不正の行為によって政治が腐敗することを防止するために策定された、全国共通のものであります。

牧之原市議会議員政治倫理規程（政治倫理基準）第2条第1項第1号の中では表現していませんが、善良な市民が読解力を働かせれば、当然のこととして、市の名誉と品位を傷つけるような行為ということは、議員として人をだましたり、おどしたりする犯罪や、議員の質に関する公職選挙法を初め、政治に関係する法律違反など、職務に関し市民から不正な疑惑を持たれるおそれのある行為をしない、市民を傷つけるような行為をしないという解釈になると思います。

そして、政治倫理は、全員協議会における規律のような秩序を保持する事務的な取り扱い、要は、協議会において、こう質問したとか、こう厳しく質問をしたとか、または制止をしたとかということまでの言動を含んでいるものではありません。

先日、選挙区の有権者に秘書が香典を渡したなどとする公職選挙法違反疑惑で大臣を辞任した国会議員や、過日行われた参議院選で奥さんが当選したものの、金品絡みの公選法違反疑惑が出たため大臣を辞任した夫である国会議員がおりましたが、このような疑惑行為が、まさに政治倫理のことで、抵触するものであります。地方議員であっても、同様のことを行えば、同じことが言えると思います。

公職選挙法違反疑惑には、通常、金品が絡む実質的な違反と言えるもの、文書作成頒布などが絡む形質的な違反と言われるものに分けられていると言われますが、当該国会議員の場合は金品が絡んでいるということで、その責任は重いと思います。ただし、金品絡みの実質違反であろうと、文書絡みの形質違反であろうと、違反疑惑行為は同じ責任があることに変わりはないと思います。

ですから、今回のことを私の結論として冒頭で言いましたように、政治倫理基準には抵触しないと思っています。

以下、その経緯を説明します。

今回のことは、皆さんご承知のように、太田議員に係る公職選挙法違反容疑、文書頒布事件が原因であり、事の発端であります。文書内容からして、当然、市長の政治姿勢を問うべきであるところから、市長に文書の掲載内容の真偽を確かめたものであります。これは、市政がしかれて

10年以上たちますが、想像を全くしていなかった市長の名前の書かれた公職選挙法違反容疑事件でありますので、議会人として、市長に対し政治姿勢を正すのが、善良な市民の代弁者として至極当然のことであり、不穏当な追求発言とは思っていません。その文書を見て、違反容疑疑惑の文書ではないと思っている議員がもしもしたら、それは議員として、また、政治家として資質に大きな問題があります。議員は公職選挙法を守って活動するのが大原則でありますから、違反容疑文書の事実判断ができないようでは、余りにも情けないことになります。

太田議員は、不起訴という報告をしましたが、いまだにその処分内容をみずから明らかにしておりません。不起訴処分には、嫌疑なし、嫌疑不十分、起訴猶予と、三つの種別が内容としてあります。太田議員は、当然のこととして、市民の税金を報酬として重要な公職についている身でありますから、議員みずからの責任において、また、刑事訴訟法第259条で、被疑者である太田議員でなければ、法的に処分内容の開示請求を行うことができませんので、市民全体の奉仕者として、不起訴処分の何の種別に該当するのか、その内容を明らかにし、主権者である市民に対し説明すべき責任があります。

本来、二元代表制のもとで、牧之原市議会が政治倫理に反しない清廉、誠実な議会を目指すなら、また、議員として、政治家として持たなければならない善悪の行動規範が政治倫理の範疇であるならば、みずから説明するのは当然のことです。

また、このことについては、まさに政治倫理に反する行為でありますから、本来、ナンバー2の副議長が正さなければ、牧之原市議会の威厳、威信がなく、市民からすれば、議会が議会として機能していないのではないかと思っただけであります。これはまさに、議長に事故があるときに該当するもので、代理の役割を果たす副議長が正すべきであったと思います。

牧之原市議会の政治倫理規程が全国市議会の政治倫理の法令のように、市の名誉と品位を損なうような行為を慎み、職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないという、具体的で、しかも客体が確認できる条文ではなく、曖昧模糊で明確性を欠く抽象的な表現規程であるため、先ほど話しましたように、協議会の秩序を保持するという事務的な取り扱いのことまでも政治倫理の範疇として捉えた誤った解釈がまかり通ったものだと思います。

そして、私の行為であります。公職選挙法の不正疑惑行為を行ったものではなく、また、質疑した内容が市民に関心の深い市長の政治姿勢にかかわることで、それも、市長の違反容疑、不正の疑惑に関係するか否かの重要なことであったことから、全協において、多少厳正な質問をしたかと思いますが、市民の代弁者として行ったもので、当然の行為と思っています。

そして、太田議員は、私の発言に対し制止をかけましたが、ご自身に違反疑惑など何らやましいことがなければ、堂々としていけばよいことで、制止する必要はないと思います。そうでないからこそ、違反疑惑を認知していたからこそ、その隠蔽を図るために制止をかけたのだと確信をしており、一方的な発言ではありません。

また、太田議員の行為を、あたかも犯罪を犯したかのような誤解を招く発言をしたとのことでありますが、会議における発言は、政治倫理の範疇に入るものではありません。もし行き過ぎた

発言であれば、それは、会議における秩序保持の問題であります。

政治倫理というのは、例を挙げれば、太田議員が違反容疑文書を作成し、地区役員を通じて頒布した行為である違反容疑文書頒布行為のことを言うのであります。ですから、不起訴処分とはいえ、先ほど話しましたように、太田議員がどんな種別の内容かを明らかにしておりませんが、それを明らかにし、説明責任を果たすべきであります。それができない理由はないし、開示しなければ、議員としての資格はないと思います。

そして、処分が嫌疑なしということであれば、犯罪とはならず、潔白で白と言われ、何ら非難を受けるものではないと思っております。そのようなことがあれば、議会を混乱させた責任がありますから、政治倫理とは別になりますが、議員の道義上の責任として、議員辞職しなければならないと思っております。議員というのは、善良な市民全体の奉仕者であり、代弁者でありますから、そのくらい重たい公職であると認識し、覚悟をしております。

しかし、嫌疑不十分と起訴猶予は、一般市民ならば問題なしと言われるところでありますが、議員で、しかも議長という身分ある立場であれば、主権者である市民誰からも資質、資格が問われる厳しいこととなるはずであります。

グレーと言われる嫌疑不十分とは、犯罪の容疑があるが、有罪には証拠が少し足りないということであり、黒と言われる起訴猶予とは、起訴できるが、社会的制裁を受けたであろうから、今回は起訴を猶予するというものであります。

議員は、市民全体の奉仕者でありますから、犯罪に対しては、あくまで白でなくてはならないと思えます。一方、グレーや黒であれば、市民から選ばれたものが、過失ではなく、みずから故意で行った行為でありますから、議員をしているのはおかしいと思われることになると思えます。それほど議員という公職は重いものと思っておりますし、思ふべきであります。現職議員であるならば、そのぐらゐの覚悟と信念を持って政治活動を行うべきと思っておりますし、当然のことと思えます。

このため、決定されている処分の内容について、全協の場において正してまいりたいというふうに思っております。

また、全協は、協議または調整の場として設けられたものであり、法令に基づかない協議会であるところから、当該規程の中に法令等の不備かどうかわかりませんが、議長の制止権限を否定しておりません。

制定法主義、成文法主義の2法により規定のない以上、権限行使はできないはずであるということをおし添えておきます。

今回のことで一番残念に思うのは、再度申し上げますが、政治倫理に関することについて誤った解釈のもとで審査が行われ、かつ意見を述べる機会も与えられず、審査結果を報告されようとしたことでもあります。これを強行されれば、議会が順守しなければならない憲法で保障している基本的人権の尊重をないがしろにし、また、議論の府である議会の言論の自由を封じ込めようとしたこととなります。

今後は、規程の誤った解釈により二度とこのようなことが起きないように、市民も納得できる、きちんと解釈を明記した条例を制定し、人権侵害を避ける必要があると思います。ぜひ、今ここにおられる現政治倫理の方で策定をしていただきたい。

以上で、私の意見は終わりたいと思います。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

ありがとうございました。

ただいま、良知議員より、今回の請求人からの請求のあった案件について、また、憲法あるいは法律等々に及んだ総括的な説明をいただきました。

委員の皆さんから、ただいまの良知議員のご意見に対して、何かご質問等があったら言ってください。

平口副委員長。

○（平口朋彦君）

ご意見は承りました。

その中で、冒頭、当委員会に対する侮辱ともとれる発言もあったかと思いますが、良知議員におかれましては、いろいろな思いもあろうかと思えます。

その部分は切り置いて、別の話をさせていただきたいのですが、まず、当政治倫理委員会のあり方、あと、また政治倫理に関しての解釈というものを述べられたと思えます。その中に、斎藤文男氏の著作を引用されて解釈を述べられたとは思いますが、私自身、寡聞にしてちょっと存じ上げない方で申しわけないのですが、この委員会のあり方、また、政治倫理規程に関する解釈は、今回のこととはまた課題を切り分けて、審査内容についてお話を聞かせていただきたいと思えます。

委員会のあり方、また、政治倫理に関する解釈というものは別で、この政治倫理委員会、今まで8回協議してきましたので、今回は、この参考人である良知議員にお聞きしたいところは、審査事案についてお聞きをしたいと思えます。

いろいろと述べられておりました。一番主だったところで、憲法に抵触しているのではないかと、基本的人権ということを再三にわたり述べられておりました。恐らく、第21条の表現の自由かと思えますが、そもそも、憲法の一義的な意味合いとしては、為政者、権力者を縛るためのものだ、私は思っております。つまり、この第21条に関しましても、本来的には事前抑制を規制したり、検閲を規制したりするものであって、まずは行政に対する縛りだと私は思っております。と同時に、近代国家ですので、この表現の自由というものが、基本的人権として尊重されているということも、良知議員がおっしゃるように確かかと思っております。

ただ、発言の自由、言論の自由、この第21条に規定されている言論の自由に関しましては、私は、内心の自由とは違って、言論の自由というものは、非常に社会性を含んだ性質のものであって、他者の個人の権利、自由を損なうことも考え得る以上、調整されるということが想定されていると思えます。そうでなければ、憲法を盾に、国会の場において発言時間を超えて、いつまで

も延々しゃべる、憲法に基づいて、これは個人の自由だというふうなことが認められてしまいますよね。やはり個人が持たれている権限というものが、ほかの、例えば権利等を干渉する場合、そういう場合は考慮されるべきだと私は思っていますので、あの場で、皆さんが発言したいところを調整されるということは、十分憲法の中でも想定されていることであろうかと私は思っております。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

良知識員。

○（良知義廣君）

平口委員の言っていることが、私には意味がちょっとわからない。いわゆる言論の自由というのは縛りではなくて、議員でも言論の自由はあるのです。

これをつけてはもうちょっと長く話したかったですけれども、要約をしてこの程度におさめました。

そもそも、あなた方と私との見解の相違というのは、政治倫理というのは何だという定義、そこが全く食い違っている。だから、どうしようもないのです。

私は、いろいろな文献、いろいろなものを見て、そして、その政治倫理とは、今説明したようにというふうに、私は確信しております。

いわゆるほかの規律的なことは、それは議事整理権と秩序保持権の中で、そこで瞬時的に解決をする部分もあるわけで、それが政治倫理とは言わないのです。私は、そう思っています。

それ以上話しても、見解が全く違うのですから、歯車が全く合いません。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

平口委員。

○（平口朋彦君）

あくまでも、私も今、良知識員が述べられたことを、全てではないですがメモをした中で、まずは憲法についてお話をされたところを、今、さらにお伺いをしたのですが、私も、恐らく良知識員は法にも明るいですし、憲法についてもかなり精通されているということで、第21条、恐らく、こういったところということを手を主張されてくるのではないかと思います、しっかり調べてまいりました。

権力に対する言論の自由は、権力を監視する意味合いがあり、もし制約があれば民主主義とは言えない。しかし、個人に対する言論の自由は、乱用すると、名誉毀損罪・侮辱罪に抵触するおそれがあり、十分に注意して行使しなければならない、こういうふうに規定されています。この部分というものは、事実であろうとなかろうと、あそこでの発言というものは、良知識員にしてみれば、正義を正すという義憤に駆られてああいった発言をされたとは思いますが、一方で、注意すべきであったと思いますし、その部分を、我々は非常に問題視をしているということを述べたくて、今、憲法のことについてお話をさせていただきました。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

良知識員。

○（良知義廣君）

かしこまったことでもないのですけれども、日本の憲法というのは、平口委員もご承知のように三つあるわけ、大原則が。その大原則の一つが、基本的人権の尊重。その中に、言論・出版、そういった表現の自由というのがその中に抱合。そこが、これは誰でも等しく守られるものであって、もし私が不穏当な発言をして、太田議員がそれに憤慨するのでしたら、刑法230条の名誉毀損で訴えてくれればいい話。そこの問題なのです。

私も、今回のことについて、相打ちではありませんけれども、非常に、侮辱罪は別ですよ、刑法230条の名誉毀損に相当するというふうに、私も解しております。ですから、今後、そういったことであれば、そこら辺は刑事裁判にして、そして、公判廷でお互いがやると。

いわゆる裁判官というのは、法の権利者なわけですから、そこで正当な裁きが、恐らく出るだろうというふうに思います。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

平口委員。

○（平口朋彦君）

私が引き合いに出したということもありますが、名誉毀損だったり、侮辱だったりというところは、まさしくおっしゃるとおり、司直の判断に委ねるべきだと思います。

市長への質問は、制止を振り切ったという問題があるということはお自身もおっしゃっていましたが、まさしく、そこが調整されるべき事案だったと思います。同じ発言をずっと、では、ほかの方がされたらどうなるのか。全員協議会で、司会者がいなければ、発言を順繰りに回していけないというのはありますよね。その調整を乱したという見解はありませんか。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

良知識員。

○（良知義廣君）

それは大人の判断なのです。子供の判断ではなくて。私自身は、いろいろな部分で法律的な部分は携わってきました。どこからどこぐらいまで、時間制限を例えば10分にしてくださいよと言えば10分で済む、5分と言われれば5分で済む。しかし、そうでない場合は、これは自由に発言できる部分があると思っています。

ですから、そういった部分で、それと同時に、そもそも、ここの政治倫理委員会に上げて、私はやる議論なのかなと思っています。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

ちょっといいですか。今までのお話の中で、憲法あるいは法律等々に及んだお話になっておりますけれども、この倫理規程ですけれども、良知識員はもう当然おわかりになっていると思っておりますけれども、このものについては、条例でもないし、規則でもないし、要綱でもない、規程で

ざいます。これは、あくまでも、議員みずからが活動を、みずからがみずからを律するルールであると思っています、この規定です。そうしたこのルールを守る、みずからを律する規程を、私たち倫理委員会は、そのルールに反したか否かをこの規程に沿って判断するか否か、8回、9回の作業を今、進めているわけでございます。

ですから、良知議員は、そこは絶対わかっていて話をしておりますので、私たちは具体的に、あくまでも倫理委員会規程を、良知議員は否定しておりますけれども、私たちは、現あるこの倫理委員会規程にのっとなって作業を進めておりますので、その辺はご理解をいただきたいというふうに思いますが、いかがですか。

良知議員。

○（良知義廣君）

委員長、言うけど、そもそも論で、政治倫理規程に基準の2条1項1号に該当しないものを該当したかのごとくのように上げてきた。そういった誤った判断がこういうことになっているのですよ。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

私たちは、この第2条第1項に、良知議員に対する請求のあった案件2点について、私たち委員会としては、一部議員を除いて、抵触していると判断して審査を進めました。ということで、きょうは説明を求めた、こういう場所を設けたわけでございます。

良知議員。

○（良知義廣君）

となると、先ほども冒頭のほうに言いましたように、そちら側と私というのは、もう解釈の見解の相違なのです。それでもって、厳粛な解釈を、正式にどこへ出しても、そうだねという解釈を示してください。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

何かありますか。

中野委員。

○（中野康子君）

ただいまお話を伺っております中で、良知議員がおっしゃっていることの中で、市民からたくさん、何人かのメモをしたものが議会の委員会の控室に張ってありますよね。あれをごらんになって、それでもそういう発言をなさるのかなというのが1点。

それから、先ほど、独断でやったというふうにおっしゃいましたけれども、独断でやったというふうに理解するのは、むしろおかしくて、議員は、政治倫理基準に反する行為があったと疑惑を持たれた場合は、みずから誠実な態度をもって疑惑を解明し、その責任を明らかにするよう努めなければならないという項があります。

だから、全く独断ではなく、倫理委員会が開かれていることは当然ご存じのはずだから、そういうことでご自分で動いてもよかったのではないか。

それから、先ほど不起訴という決定が出ています。私たちは、それは存じています。そのことで不起訴というのは、今、ちょっとわかりにくいことを言ったので、私、これは警察に聞いてみたいなというふうに思っています。

不起訴という決定を、先ほど、何かいろいろなことをおっしゃったのだけれども、ちょっとわかりにくかったので、聞いてみようというふうに思っています。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

良知議員。

○（良知義廣君）

三つ質問をされて、最初の冒頭の市民の声というのは、私は、それはそういう考えというか、ある。ただし、私は、本当にここの場で争うのだったら、市民の声、匿名のことでは対峙できないんですよ。

では、中野委員に、市民の声というその市民、例えば河野一郎なら、河野一郎でもいいのです。その方にここへ出廷をしていただいて、そこで対峙する問題になろうかと思うのです、一つは。それが裁判になれば、当然、そういうことになるわけでありますから。ただ、この規程は、法令の根拠にもつかない規定だから、そこまでは私は言いませんけれども、参考にはとどめますけれども、本当にそれがということでやるならば、その河野一郎さんを連れてきていただきたいと思えます。

二つ目です。二つ目は何でしたか。

○（中野康子君）

独断でやってきたとおっしゃったものですから。

○（良知義廣君）

独断ではないですか。私自身が、正式な通知を受けていないのですから。正式な通知は、幾日ですか。何というのかな、私にすれば、中途半端な通知書、10月31日付でしていますけれども、それはちょっと違うのではないかと思いますよ。

それと、もう一点は何でしたっけ。

○（中野康子君）

不起訴ということが、ちょっとたくさん言っていたのでわからなかったもので、私、これを警察にちゃんと聞いていきたいなというふうに思います。

○（良知義廣君）

あなたは議員をやっているのだから、法律で、そういった場合に、起訴、不起訴があつて、不起訴処分には、嫌疑なしと嫌疑不十分と、それから起訴猶予と、三つのあれを説明しました。

○（中野康子君）

それはわかりました。だけど、今回、太田議員が不起訴という決定が出ているのだけれども、それに対して何かおっしゃったものだから、その辺を警察のほうへ行って聞いていきたいなというふうに思いました。

○（平口朋彦君）

すみません、事実を確認したいのですけれども。いいですか、お話。

今、良知識員が、前職のことも含めて、その知見をここでお話いただいたのですが、そもそも不起訴に関しては、おっしゃるように嫌疑なし。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

嫌疑不十分。

○（平口朋彦君）

という段階があるというのはわかるのですけれども、そもそも被疑者であれば、起訴も不起訴も判断されないものかなと私は理解しているのです。

検察並びに警察が、捜査の段階で参考人として呼んだ場合、そもそも起訴相当とか、不起訴相当という判断すら出ないのかなと私は思うのですが、そのあたりはどうでしょうか。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

良知識員。

○（良知義廣君）

全く、何というのかな、子供みたいな質問ですよ、それ。大人ですから、もう少し勉強してくださいよ。そうでないと、理論が全然かみ合わない。

警察で太田議員が言われた場合には、被疑者供述調書というものをつくります。供述拒否権を伝えた上で説明を行う、それが取り調べなのです。そして、これは検事、今回の件は静岡地方検察庁で扱ったと思いますけれども、その担当検事も、太田議員を取り調べていたと思いますけれども。

○（平口朋彦君）

思います。

○（良知義廣君）

いや、取り調べしたと思うのではなくて、取り調べをしたと思いますよ。私は見ているわけではないのだから。

そのときにおいて、当然、供述拒否権を告げて取り調べをするわけ。その結果が不起訴処分というふうな形になっているわけです。

○（平口朋彦君）

なっているのですか。

○（良知義廣君）

なっていないじゃない。そういうことで、私は、その中の対応を明らかにしてほしいと。処分は出ているわけですから。処分は出ている。

それで、その処分が出た内容を細かく聞くには、先ほども言いましたように、刑事訴訟、我々は、刑訴法、刑訴法と言いますけれども、刑訴法259条に、被疑者である本人から開示請求がなければできませんよという規定。我々が、太田議員のことについて何の処分か教えてくれと言っ

たとしても、それは、当然法律でそういう決まりがありますから教えてはくれません。被疑者である本人が開示請求を求める、それが権利であるし、特に一般の人だったら、そこまでのことにはならないと思いますけれども、議員たる身分の者のことでこういうような形になっているわけですから、それは当然、市民全体の奉仕者として、市民が納めている税金からいただいて我々は議員をやっているわけですから、それに対しては、やはり明らかにして、こうですよと言うべきなのです。そこがなされていない。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

少しお待ちください。きょう、良知議員に来ていただいて、今こういう場を設けているのは、先ほども申しましたように、この倫理委員会規程の、要は具体的に、第2条第1項に抵触したかしないかということの判断の上から、請求者から請求要求のあった2点について、良知議員本人に出席いただいて、ご意見を伺う場ですので、あんまり範囲を広げてしまうと話が、この倫理委員会規程、否定されているものですから、なかなかやりにくい部分があるのですけれども、あんまり範囲を広げてしまうと話が大きくなり過ぎてしまいますので、あくまでも、この倫理委員会規程の第2条第1項に抵触しているという倫理委員会としての判断として、今、委員会側からは、良知議員にご意見を求めておりますので、その点にある程度絞ったご質問にさせていただきたいなというふうに思います。

○（平口朋彦君）

一つだけ、今の部分でお話をさせてください。いいですか。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

平口委員。

○（平口朋彦君）

今のお話で、さきに子供の質問だとおっしゃられたので、私の伝え方が、言葉が足りなかったのかなと思ったのですけれども、私がお聞きしたかったのは、被疑者として公式に警察発表があったのか。議会事務局からも、被疑者となりましたというふうに報告は受けていません。被疑者として調書を取られたという事実があるのならともかく、被疑者であるかどうかかわからない状態で、我々がその部分をどうのこうの言うことはないのではないかという話をさせてもらいました。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

良知議員。

○（良知義廣君）

平口議員に言っても、全くわかっていない、法律を。全く。普通の一般の人で、そんな考えになるのかなと。

というのは、静岡地方検察庁から処分が出ているのというのは、全部意見書類を見て、そして判断をして、嫌疑なしか、嫌疑不十分か、起訴猶予。それで起訴ということになれば、これは恐らく、自然失職ですよ、議員の。その範疇に入ってってしまう。

だけど、不処分にしたというのは、いろいろな理由、検察庁というのは理由があるだろうと。だから、刑法259条で、不起訴処分のことについて種別内容を聞きたい場合には、刑訴法259条で、被疑者である太田議員しか開示請求できないのです。そういう規定になっているのです、刑事訴訟法で。そこを確認してくださいよ。

○（平口朋彦君）

わかりました。では、この問題とは切り分けて、そちらのほうも、時間がない中ではありますが、委員長、副委員長で一旦調査をさせていただきます。その部分は、今のお話ですと、本人しか開示請求ができないということなので、まずは本人とお話をさせていただいて、そういった処分がなされたのであれば、それは開示すべきではないかということ、私と委員長とで、一旦本人に聴取をさせていただきたいと思います。

この件は、課題を切り分けさせていただきたいと思います。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

良知議員。

○（良知義廣君）

恐らく本人は、最初のあれでは不起訴処分ですよという通知だけだと思います。だから、その内容をやるには、あえて刑訴法259条という規定を設けてあるのです。だから、開示請求をしてくださいよということなのです。

それはなぜかという、嫌疑なしなら、先ほど言いましたように潔白で、白なのです。だけど、それ以上のものは、これは前歴行為として残るのです。検察庁に。それで、次回同じようなことをやれば、それがプラスになるわけです。これは、大人であれば、私は常識ではないかなと思っています。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

ほかにありますか。

植田委員。

○（植田博巳君）

先ほど委員長がおっしゃったこの審査の内容、その要請に対してということ、審査ということなのですけれども、やはりこの審査する内容について、やはり原因があつてそこに至っている。原因がなければ、こういう事案はなかったのだろうと私は想定しますので、やはり原因のお話は、当然、聞く必要があるというふうに思っています。ぜひ、お願いします。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

原因があつた、あるいはなかったにかかわらず、良知議員の発言、あるいは行動に対して、倫理委員会で審査をしておりますので、要は、先ほども言いましたけれども、第2条第1項に抵触するかしらないかということ、今までずっと審査してきました。

最後に良知議員に確認いたしますけれども、良知議員は、先ほど来の発言の中で、良知議員本人として、第2条第1項には抵触しないという判断でよろしいですね。

良知識員。

○（良知義廣君）

今、委員長が言ったように、まさにそのとおり。ですから、冒頭に言ったように、見解の相違なのです。私の解釈と政治倫理委員会の解釈では、全く違う。ですから、私は、先ほど言った行政法、政治倫理に造詣の深い人の名前をあえて出しております。これは著作物がありますから、そう言えば、恐らく、わかるのではないかと、政治倫理というのはということで出したわけでありますので、そこら辺をよく調査して結構ですから、その人、本人。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

ほかにいいですか。

鈴木委員。

○（鈴木千津子君）

今、良知識員からのいろいろお話をいただきました。見解の相違であるというのは、私も、そのとおりだと思っています。

そして、一番簡単なことなのですからけれども、この牧之原市議会議員政治倫理規程、これは平成22年3月25日として規定されています。私たちは、これはあくまでも牧之原市議会のルールとして、これまでずっと認めてきていました。前回、良知識長さんであったときにも、これをこのまま踏襲してきていたと思います。今おっしゃったように、解釈の違いもあるし、この規程自体が全くほかのことから比べて不備があるのではないのかというふうにおっしゃいました。そういうふうに分かっていらしたのであれば、なぜこれまで、この倫理規程をもう少し見直そうとしてこなかったのか。そして、今現在、私たちはこの倫理規程に基づいて、開かせてもらっていますけれども、本当におっしゃるのでしたら、もう少しそうした法律、条例、そうしたことが本当にわかる方が、もう少しこの中をこれまで直してきてよかったのではないかなと思っていますけれども、そこら辺に関してはどういうふうにお考えですか。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

良知識員。

○（良知義廣君）

平成22年というのは、我々が議員になって間もないとき。そのときに恐らく決められたことで、先輩議員がいるわけですから、鈴木議員も、中野議員も。その人たちが、私は、代案をつくったのではないかと考えていますよ。

だから、そういった中において、我々、1期のなり立てですよ。そこまで立ち入って、自分なりに審査をしてやるのではなくて、皆さんが、いわゆる先輩の議員の皆さんが、しっかり議論をした上でやったことだというふうに私は思っていますので、そして、これは、みずからを律するためにつくった規程であろうということで、もともと私は、政治倫理というのは、私が意見陳述で述べたように思っていますから、そういう解釈であると。原義、逐条解説の原義があれば、その原義に従えばいいことでもありますから。

反対に聞きますけれども、では、鈴木委員、逐条解説はどうされたのですか。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

鈴木委員。

○（鈴木千津子君）

私は、本当に、今、逐条解説と言いましたけれども、これまで倫理委員会は、本当にこれでもいいものと思ってきておりました。今までも倫理委員会が開かれておりましたけれども、この中のことがもう少し不備があるのではないかということも聞いてきませんでした。

ですから、本当に、あくまでも議会のルールとして皆さんが守っていくためには、この文書の中のこの条項で、これで本当にルールづくりとしては、守ってくるためにはこれでいいのだと私は解釈していましたし、はっきり言ひまして、良知議員のように、法律、条例、そうした細かな解釈ができなかったことも確かでありますし、今回において、確かに、もう少し見直しをする規定のところはあるのだなとは思っております。

しかし、今回に限っては、このルールの中で進めさせていただきたいと思っています。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

一点、この倫理委員会規程なのですけれども、現実的には、先ほど来から話が出ているように、抽象的な表現が多過ぎます。ということは、なかなか判断がしにくい部分があるということです。

ということで、この委員会の中でも、この倫理委員会規程については、各条文の見直しを行っていくということと、あと、その解説文の中には、具体的な例を挙げながらの解説文をつけていくような規程にしていくということで、委員会としてもそうした結論に達しておりますので、今後は、この規程も逐次変更をしていくという形になろうかと思っておりますので、その辺は、一応お含みおきをしてください。

植田委員。

○（植田博巳君）

今、鈴木委員がおっしゃったように、見解の違いはそのとおりというようなお言葉だと思いません。そして今、委員長がおっしゃったのは、その内容の見直しをしていくということは、私も承知しています。

そういった中で、今、良知議員からのお話を聞いた内容からして、今の規程で、そのまま見解が違ふという認識を皆さん持っている。この規程は、やはり明快な解釈をしてやらなければいけないということですが、私は一貫して、これについては抵触していないというような意見を言っていました。

そういうような関係から、私は、これは継続的に見直した中で、さらにちゃんと、しっかりその内容を審査しなければ、過去に、先に遺恨を残す結果になるのではないかなというふうに思っております。

それから、この審査に入る過程において、やはり全員の合意を得た、解釈が一致した中で審議がなされるべきでなかったかなと、今、思っております。多数決でやる内容ではないのだと、こ

の審査に入ると。やはり委員全員がその形として正しいと見たら、多数決で決めていく内容ではないかなというふうに思いましたので、ちょっと発言させてもらいました。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

私、逃げるわけではないのですけれども、10月3日に、審議に入るかどうかは、大石和央前委員長のときに採決をしたということでございますので、私は、それに従って継続して審査を行っているということございまして、この委員会規程につきましても、現状ある規程にのっとって審査をしているということでございますので、想像して、ここが違う、そぐわないとか、そぐうとかということではなくして、現ある規程に基づいて作業を進めてきているということでございます。

良知議員。

○（良知義廣君）

大井委員長、今、おっしゃったけれども、前の大石委員長がおやめになったのですよね。要は、おやめになった一つの理由は何なのですか。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

一切聞いておりません、その件については。全員協議会でも本人からもご発言がないし、議長からは、辞職願が提出されて受理したということ以外は、一切聞いておりません。

私、後任の委員長としては、ぜひ聞きたい部分でございます。

○（良知義廣君）

聞いてくださいよ。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

それは、議長のほうから、今回はそういう話はないということございまして、私は聞きたいのですけれども、具体的な辞職内容は聞いておりません。

平口委員。

○（平口朋彦君）

議論がちょっと脇道にそれたので、戻したいと思います。

私、この政治倫理規程、今まで皆さん述べられたように、今現在あるもので今回は。事案がないときに見直すべきだと私は思っております。

先ほど来、話が出ていますが、私も、この政治倫理規程の解釈の違いということで、あるお一方ではありますが、とある法曹家、弁護士の方にお話をお聞きしてきました。そうしたら、この第2条第1項に抵触するかどうかというものを具体的にお話を聞いたら、個人名は出していませんが、規程であって条例でもない、いわゆる内規みたいなものであれば、法曹家がどうのこうの見解を述べる部分のものでは全くないと。市議会の内規であれば、市議会は合議体だから、その合議体の中で粛々と抵触しているかどうかを判断していけばいい。最終的に、合議体で採決をすればいいのではないかなというふうに、この世にごまんという法曹家の中のたった一人の見解ですが、そういうふうにおっしゃった方もいらっしゃいます。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

良知議員。

○（良知義廣君）

全く違うね。いわゆる規程である以上は、一条一条、一号一号の中で解釈をきちっと統一してやってこなければ、あるときはなるよ、あるときはならんよという形になるおそれが強い。そういうような誤った解釈をするのではなくて、統一見解というか、統一解釈というか、それをきちっとしていただかないと、私は、自分として勉強した範囲で、政治倫理というのは、内規であろうが条例であろうが、それはこういうことですよということが明らかになっていなければ、全国的に共通事項でなければ、あっちの町では政治倫理として入らないのが、こっちの町では入るといような変な不規則な解釈になると、全国市町議会は混乱すると思いますよ。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

いいですか。先ほども言いましたけれども、この牧之原市の倫理委員会倫理規程については、牧之原市の議員のみずからを律する、ルールを守るための規程でありますので、今回はあくまでも、この規程、ルールに良知議員の発言、行動が反したか反してないかを判断する作業をしておりますので、その辺は、他市町どうのこうのではなくて、牧之原市の倫理委員会規程、このルールに反したか否かを進めておりますので、その辺は理解をいただきたい。

○（良知義廣君）

ですから、牧之原独自の政治倫理という定義でやろうとしていると思うのですが、それだったら誤りだと思のです。政治倫理というのは、基本的には、どのこの町でも、こうだよという部分が基本的な解釈になる。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

ですから、牧之原市には牧之原市の倫理委員会規程がありますので、この規程に沿って作業を進めておりますし、この倫理委員会規程に抵触したかしていないかを、くどいようですけども、作業を進めていますので。

○（良知義廣君）

ですから、政治倫理というのは何だということを、私は説明いたしました。これは、全国であろうが、ここであろうが同じなのです。牧之原市バージョンではないのですよ、政治倫理という意味は。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

良知議員、ここにもありますように、議員の政治倫理の意識向上に努め、公正かつ誠実に議員活動に取り組むことを目的としているという規程なのです。みずからを律するルールなのです。だから、そのルールに反しているか、反していないかを、今、議論しているのですよ。

○（良知義廣君）

その前に、政治倫理というものが確立していなかったら、議論もへちまもないんじゃないの。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

ちょっとその辺は平行線になってしまいますけれども、ほかにまだご意見があったら。

〔「なし」と言う者あり〕

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

いいですか。

良知議員、まだ何か補足して説明する案件があればあれですけれども、なければこれで、この場は閉じたいと思いますけれども。

○（良知義廣君）

最後に。いずれにしても、政治倫理基準というのは、冒頭で説明したように私は解しておりますし、1号はそういう解釈で、2号から5号までも、全部これは客体があって、客体があってやっている。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

それはそうです。

○（良知義廣君）

だから、1号も、客体をきちっとしてやらなかったら、犯罪構成要件にならないのですよ。

犯罪というものは、定義はわかりますか。申しわけないのだけれども。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

良知議員、第2条第1項、これはかなり抽象的な表現にしております。ですから、この倫理委員会として、抽象的だからこそ、これに抵触するかどうかを、皆さんで8回も議論してきたわけです。そういう実績を考えていただきたいと思いますね。

○（良知義廣君）

委員長も全く理解していないというか、政治倫理そのものを理解していない。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

そういうことではなくして、現にある倫理委員会規程にのっとって作業を進めているのですよ。

○（良知義廣君）

だから、倫理委員会規程があったって、基本の政治倫理とは何だということがわかっていなかったら、倫理規程で進行できますか。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

ちょっとこの目的を読んでいただけますか、第1条。

○（良知義廣君）

目的も何も、政治倫理基準が2条に掲げているわけですから、そこの部分で話をしているのですよ。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

植田委員。

○（植田博巳君）

見解の違いという中で、私もこの中では、倫理規程の範疇に入らないと解釈をずっとしてきております。そういった委員会の中でも解釈が違う中で、賛成多数の中で今の形で進められている。そこら辺について、委員長、どう思いますか。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

何ですか。もう一回、すみません、こっちを見ていたので。

○（植田博巳君）

要するに、委員会の中の委員のメンバーの中にも、やはりこれは抵触しないよと、倫理委員会規程に。それで、鈴木委員もおっしゃいましたけれども、見解の違いはそのとおりというご発言もありました。そういった中で、委員全員の解釈が合致しない中で進められたということについて、今の時点で申しわけないのだけれども、どういうふうに思っていますか。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

私は、適切に進めてきたと思っています。

良知議員。

○（良知義廣君）

そもそも、冒頭で言ったように、訴えた人が中に入っている。そして、その政治倫理委員として審査に加わっている。これって、私、常識的におかしい。ここだけなのか、ほかもそういった形でやっているのか。私は聞いたことがないのですよ。訴えた人が政治倫理の委員としてやっていけば、当然、これは罰にしようねという前提があるわけですから。そこら辺をなぜ気がついていないのか。根本的におかしい。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

その点についても、さっき。

○（良知義廣君）

その点ではなくて、そこから入るべきですよ。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

植田委員。

○（植田博巳君）

私も、本来、やはり政治倫理というのは、中立公正でなければいけないということになりますと、やはり申請者の方が政治倫理の委員に入ることで自分が中立公平が維持できていないというふうに、私は考えています。

そして、先ほども言いましたけれども、解釈の違いが、やはり牧之原市議会としての全体の解釈ではなくて、今、政治倫理委員会の多数決に寄った解釈で進められているということだけは承知しておいてもらいたいと思いますし、そういった中で、こういう政治倫理の該当議員に来ていただいて、説明をもって、その方を政治倫理の申請対象としてやっていますので、非常に個人として対象とされた議員というのは、非常に心が重いと思います。そういった中でやられています

ので、やはりぜひ、本来であれば、申請者がいない中立公平な政治倫理であるべきだというふうに思います。

今回も、今までこうやって何回もやってきましたけれども、実際は、そこら辺をまず整理整頓してから、この案件について審査に入るのが本来の姿だったと私は思っています。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

私も、委員会の中ではたびたび発言をしておりますけれども、私、きょう、良知議員に出席していただいておりますけれども、この委員会は、個人を責めるものでも、そうした攻撃をするものではありません。あくまでも、これからの議会運営が適正に行われていくように、そうした言論とか活動を、このルールにのっとって行ってくださいねというような形を促すための委員会であると私は思っておりますので、その辺はご理解いただきたいと思えます。

良知議員。

○（良知義廣君）

私は、そこら辺も理解できない部分があるのです。というのは、固まった上で、一番の問題は、再三再四言うのだけれども、訴えた者が政治倫理として、言ってみれば尋問ですよ。尋問する権利があるのかと。そこが基本。それと同時に、「政治倫理」という四文字の解釈、こういうものであると、そこら辺を詰めた上で、これは牧之原市でそういう規程になっているから云々ではなくて、基本は全部政治倫理なのです。そこは、全国共通なのです。そこがわかっていなければ、あなた方と話したって無意味になってしまいますよということです。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

平口委員。

○（平口朋彦君）

今回の委員会のあり方というものに踏み込んでしまっていて、本来的な議論ではないとは思いますが、その部分が非常に重要視されている方がこの場にいらっしゃるので、私も、見解を述べさせていただきたいと思えます。

こういった場に当事者が入らないのが常だ、それが常識だという話ではありましたが、例えば金銭の授受があったりとか、補助対象者が委員会の中に入るといふ、そういう利害関係者を排除するといふのは、当然の考え方だと思えます。

今回に至って言えば、政治倫理、つまり議員の政治倫理の意識向上に努めるための規程というものは、利害関係者は牧之原市議会議員全員、16名、皆さん利害関係者だと私は思うのです。今回、9名、途中から8名になりましたが、ではこれが、極端な話ですが、15名から請求が出た場合は、では政治倫理委員会は開かれないという話になりますよね。今のは極端な例ですよ。

そういった意味では、今回、人数が多かったということもありますし、これは、ふえたり、増減したりするのかもしれませんが、今後考える上で、政治倫理委員会の今回の請求者が、では、政治倫理委員会に来たときに、初めから罰を与えるつもりで開いているのだというふうに言うのは、ちょっと政治倫理委員会への冒瀆かなと私は感じました。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

良知議員。

○（良知義廣君）

要は、この政治倫理規程も、最終的には是正措置という項目があるわけですよ。それは、制裁措置なんですよ。その制裁措置をするについて、訴えた人がたとえ何人であろうが、それをやることはできない。加わって。

○（平口朋彦君）

制裁措置とどこに書いてありますか。

○（良知義廣君）

言葉尻ではなくて、是正措置という意味合いをとれば、内容を見てごらん。内容を見れば、それは普通の人を考えれば、制裁措置として受け取れるわけです。

○（平口朋彦君）

解釈の違いです。

○（良知義廣君）

だから、それをここに言われたら、身もふたもないですね。議論にならないよ、本当に。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

ほか、いいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

もう時間も来ておりますので、この辺で、この場は閉じたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございました。

ここで、一旦休憩を取ります。30分から。

〔午前 10時10分 休憩〕

〔午前 10時25分 再開〕

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

ちょっと早いですけれども、皆さんおそろいですので、休憩前に引き続きまして、委員会を開きたいと思います。

2 協議事項（2） その他

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

ただいまは、前半戦は良知議員にご出席をいただきまして、請求要件になった件も含めて、ご本人のご意見を伺いました。

後半戦は、今後の日程的なことですが、きょうの良知議員のご意見も含めた委員長報告を、8日の臨時会で行いたいと思います。これについては、第1回から本日、第9回までの審査

というか作業の概要について、私のほうで説明をさせていただきます。それについて、最後の、きょうの部分の良知議員とのやりとり、一部ですね、この辺も、良知議員からは、ご本人の具体的な意見として、この規程自体が問題があるということと、あと、第2条第1項第1号には、ご本人の発言、行動は該当しないということでしたので、その辺も含めたもので倫理委員会委員長としての報告をしていきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

では、そんな形で今後進めていきたいと思いますが、全体的に、皆さんのほうから何かございますか。

植田委員。

○（植田博巳君）

先ほど、副委員長が、たしか不起訴の内容について確認するというのは、委員長と二人で確認するというのでいいですか。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

副委員長。

○（平口朋彦君）

あくまでも、私はそういうふうに述べさせていただきましたが、いかんせん、委員会中でしたので、今、暫時休憩のときもちょっと時間がなくて、別件のことで話をしていたので、この委員会終了後に、改めて委員長とお話をさせていただいて、その事実確認の調査というものは、できれば、委員長のご意向次第ではありますが、していきたいと、私は強く委員長にもお話をしたいと思います。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

ほかに。

事務局、いいですか。

それでは、ちょっと長くなりましたけれども、これで、本日の第9回目の政治倫理委員会を閉じますので、よろしくお願ひします。ご苦労さまでした。

〔午前 10時27分 閉会〕